

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【15】」

2. 日時：令和3年6月22日 14時00分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、藤川安全審査官、田澤審査チーム員（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官※

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料のうち、一部の資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（設置方法に関する安全設計）

○特定兼用キャスク蓋部の金属部への衝突に対してその安全機能を損なわない方法として貯蔵時の緩衝体を装着することについて、特定兼用キャスク本体の安全機能が損なわれないうえに必要な貯蔵用緩衝体の設計の考え方及びその判断基準を、後段規制のうちの型式指定に係る申請の範囲と考えている詳細評価項目との関連性も踏まえて整理した上で、説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請

- (設置許可基準規則への適合性(第五条、第六条))
- 資料 1 - 2 5 条津波による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の津波による損傷の防止について)
  - 資料 1 - 3 6 条外部からの衝撃による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の竜巻による損傷の防止について)
  - 資料 2 - 1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第四条))
  - 資料 2 - 2 4 条地震による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B)型の地震による損傷の防止について)
  - 資料 2 - 3 HDP-69BCH(B)型が特定兼用キャスクであることの説明資料
  - 資料 3 - 1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置方法②、設置方法⑤の申請範囲)
  - 資料 3 - 2 設置方法②の設備に対する規則への適合性(地盤と地震)
  - 資料 3 - 3 HDP-69BCH(B)型が特定兼用キャスクであることの説明資料

以上